

レストランの営業再開等の発表

令和3年2月4日
在パナマ日本国大使館

【ポイント】

2月2日、保健省はレストランの営業再開等の緩和措置を発表しました。

【本文】

2月2日、保健省は、年末年始等の外出禁止措置等の導入より、感染対策の成果が確認されたことを踏まえ、2月8日から、全国において、レストラン営業の再開及び性別毎の買い物制限の廃止等の緩和措置を実施することを発表しました。その概要は以下のとおりです。なお、平日の21時から朝4時までの夜間外出禁止、週末（土、日）の完全外出禁止は継続されます。

1 全国における緩和措置

(1) レストランの営業再開

(当初発表の2月15日からの再開を前倒しして、) 2月8日より、レストランの営業再開を許可する。閉店時間は19時30分とし、デリバリーは22時までを維持する。ただし、アルコール販売は、食事を供する場合のみ許可する。また、店員は、マスクとフェイスガードの着用を義務付けるとともに、店内のテーブルは2メートルの間隔を保持することを義務付ける。

(2) 性別毎の買い物制限日の廃止

2月8日より、性別毎の買い物制限日を廃止する。ただし、店舗への入構人数は収容可能人数の50%以内とすることを義務付ける。

(3) アパート等建物の共有スペースの使用の許可

ファミリーバブルを維持し、収容可能人数の25%の入構者数を保持することを条件として、アパート等建物の共有スペース及びプールの使用を許可する。

2 パナマ県、西パナマ県、エレラ県における緩和措置（ビーチ・河岸の滞在許可）

パナマ県、西パナマ県、エレラ県において、月曜から金曜の午前6時から午後4時までに限り、ビーチ・河岸の滞在を許可する。ただし、ビーチ・河岸でのアルコール販売及び消費は禁止する。

また、ビーチ及び河岸では集団活動を避けることを呼びかけると共に、滞在实际にはファミリーバブルの範囲内での活動し、感染対策に努めつつ、ソーシャルディスタンスを維持すること。当該区域での大人数での散策は禁じる。

以上